

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車についてはエンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p> <p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車</p> <p>通常税率の概ね25%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成13年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成11年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車</p> <p>通常税率の概ね10%重課</p>	<p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成22年4月1日から平成23年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+平成22年度燃費基準25%以上達成車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成12年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成10年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車</p> <p>通常税率の概ね10%重課</p>			
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区</p> <p>試掘鉱区100アール毎年額 200円</p> <p>採掘鉱区100アール毎年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区</p> <p>100アール毎年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区</p> <p>1の税率の$\frac{2}{3}$</p> <p>(注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日</p> <p>4月1日</p> <p>2. 納期</p> <p>5月15日～5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	<p>1. 賦課期日</p> <p>1月1日</p> <p>2. 納期</p> <p>第1期</p> <p>4月1日～4月30日</p> <p>第2期</p> <p>7月1日～7月31日</p> <p>第3期</p> <p>12月1日～12月25日</p> <p>第4期</p> <p>2月1日～2月末日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	<p>1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円</p> <p>3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日</p> <p>狩猟者の登録を受ける日</p> <p>2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日</p>	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
産業廃 物税	<p>最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	<p>(減免)</p> <p>天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの</p>	

2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与所得控除の上限設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設定 ○ 退職所得課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする2分の1課税を廃止
法人県民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連投資促進税制の見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設 ・ 資源の安定確保を図るため、海外投資等損失準備金制度を延長
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅及び土地に係る税率を3%（本則4%）とする特例措置を3年延長 ○ 宅地評価土地に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年延長 ○ 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置の廃止
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコカー減税及び低公害車・低燃費車両の特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費基準の切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長 ○ 先進安全自動車の取得に係る特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 車両総重量が8tを超えるトラック 取得価額から350万円を控除 平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車 車両総重量が22tを超えるトラック及び13tを超えるトラック 取得価額から350万円を控除 ○ バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特例措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 ノンステップバス 取得価額から1,000万円を控除 リフト付きバス（乗車定員30人以上） 取得価額から 650万円を控除 リフト付きバス（乗車定員30人未満） 取得価額から 200万円を控除 ユニバーサルデザインタクシー 取得価額から 100万円を控除
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン化税制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽課における燃費基準の切り替え等を行ったうえで、2年延長
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税免除措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業者が一定の電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置を廃止し、その他の課税免除措置については、3年延長